

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	許可の取り消し
概要	市長は、営業者が許可の基準を満たさない場合、営業者の遵守義務規定に違反している場合、改善命令に違反した場合等に営業の許可の取り消し、営業の禁止又は期限を定めての営業の停止を命じることができません。
根拠法令等 及び条項	大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和2年大阪府条例第89号）附則第4項 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第22条第1項 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例に基づく行政処分等取扱要領（健康局健康推進部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口に設置）
処分基準	<p>《大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例》 （許可の基準）</p> <p>第四条 知事は、前条第二項の規定による申請書の提出をした者が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、同条第一項の許可をしなければならない。</p> <p>一 法第五十二条第一項の許可を受けていること。ただし、その許可を要しない営業を営む者にあつては、この限りでない。</p> <p>二 第二十二条第一項の規定により許可を取り消された場合にあつては、その取消しの日から三年を経過していること。</p> <p>三 営業施設にふぐ処理登録者を置いていること。</p> <p>四 営業施設が規則で定める基準に適合していること。 （営業者の遵守事項）</p> <p>第七条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 ふぐ処理登録者をしてふぐ処理に従事させ、又はふぐ処理登録者でない者をしてふぐ処理登録者の立会いの下にその指示を受けてふぐ処理に従事させること。</p> <p>二 ふぐ処理登録者に第十五条第一号から第三号までの規定を遵守させるために必要な監督を行うこと。</p> <p>三 有毒部位を他の食品又は廃棄物に混入しないよう専用の容器に施錠した状態で保管し、及び焼却その他の衛生上の危害を生じるおそれのない方法により処分すること。</p> <p>四 自己の名義をもって、他人にふぐ処理業を営ませないこと。</p> <p>2 営業者は、第五条に規定する許可証（以下「許可証」という。）を営業施設の見やすい場所に掲示しなければならない。 （許可の取消し等）</p> <p>第二十二条 知事は、営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消し、ふぐ処理業を禁止し、又は三十日を超えない範囲内で期間を定めてふぐ処理業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第四条各号の規定に違反したとき。</p> <p>二 第七条各項の規定に違反したとき。</p> <p>三 前条第一項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 この項の規定による禁止又は停止の処分に違反したとき。</p> <p>2 営業者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、直ちに、許可証を知事に返納しなければならない。</p> <p>なお、行政処分の基準については、窓口設置資料を参照してください。</p>
ホームページ	
備考	